

【認知症高齢者グループホーム緊急整備事業】

東京都では、今後も見込まれる認知症高齢者の増加をふまえ、認知症高齢者グループホームの設置促進を図るため、以下のような取組を行い、2025年度末までに定員20,000人分の整備実現を目指しています。

《認知症高齢者グループホーム整備目標》 (人)

定員数 (平成31年3月1日時点)	2025年度末目標
11,093	20,000

＜平成31年度補助額＞ (予定) (下線は平成30年度からの変更点)

整備区分	補助額 (A+B)	
	(A) 東京都単独補助	(B) 地域医療介護総合確保基金による補助
創設・増築	重点地域 1工址 3,750万円	1か所 3,360万円 (2019年9月末までに竣工、引渡しの場合、1か所 3,290万円)
	一般地域 1工址 2,500万円	
改修	重点地域 1工址 2,812.5万円	
	一般地域 1工址 2,250万円	

※ 補助額には建築費の上昇に伴う高騰加算を含みます。

※ 重点地域 (重点的緊急整備地域)・・・整備率 0.38%未満 (直近の開設施設の定員数を平成31年1月1日現在の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口で除して算出)の区市町村が、指定を希望 (申請) した場合に指定

※ 基金による補助 (B) はオーナー型 (土地所有者等が、運営事業者への賃貸目的でグループホーム等を整備) も対象となります。(平成31年度新規)

※ 定員増を目的とする増築についても補助対象にします。

○併設加算の実施

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスを併設するグループホームへの加算補助を実施し、各サービスの整備促進を図ります。 【併設施設 1か所 1,000万円】

○利用者支援加算の実施

区市町村、運営事業者がともにグループホーム利用者負担額の軽減を行う場合、整備費補助への加算を実施し、利用者負担軽減と整備促進を図ります。

【1か所 1,000万円】

参考資料

「都市型軽費老人ホーム」について

○「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」を社会福祉法第65条第1項の規定に基づき制定（平成24年東京都条例第114号）（施行日）平成24年4月1日

区分	「都市型軽費老人ホーム」の最低基準	「軽費老人ホーム（ケアハウス）」の基準
1 入所定員 (第37条)	20人以下	(上限なし)
2 設備関係 (第38条)	建物は、耐火又は準耐火建築物。 ただし、知事が認めた場合を除く。	(同左)
居室	○個室 7.43㎡以上(収納設備を除く。) (緊急ブザー等を設けること。)	個室 21.6㎡以上
共有部分	○食堂、便所、浴室、宿直室 ※調理を委託する場合、調理室を設けないこともできる。 ・食堂等の共用部分に自炊を行うことができる調理設備を設ける。 ・施設内一斉に放送できる設備を設置すること。	食堂、談話室・集会室、宿直室、 便所、浴室、調理室、面談室
3 人員関係 (第36条)	施設長 (常勤1) 兼務可 生活相談員 (常勤1以上) 兼務可 介護職員 (常勤換算1以上) ※事務員、栄養士や調理員は、サービスに支障がない場合は、置かないことができる。 ※夜間及び深夜に1以上の職員が夜勤又は宿直	施設長(常勤1) 生活相談員(常勤1)120:1 介護職員(常勤1)30:1 栄養士(1)(40人以下0人) 事務員、調理員、その他適宜

○整備地域 ※首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地  
既成市街地等（東京都 23区、武蔵野市の全域、三鷹市の特定の区域）

○平成31年度整備費補助額(予定) 定員1人当たり

		併設加算なし	併設加算あり
工事 区分	創設・買取	400万円	500万円
	改修	280万円	350万円

(注) 都の定める施設等を併設した場合、補助単価に加算を行う。

\*整備費補助の流れ：都 ⇒ 区市 ⇒ 事業者

○平成31年度運営費補助額(予定) 入所者1人当たり

運営費補助額 = サービス提供費用基本額 - 本人徴収額 (収入に応じて階層を決定)

	特別区	武蔵野市	三鷹市
サービス提供費用基本額 (月額)	143,100円	140,500円	137,800円

\*消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、サービス提供費用基本額を改定する予定である。

\*運営費補助の流れ：都 ⇒ 事業者